

農業制度金融の手引き

令和6年7月

北海道農政部農業経営局農業経営課

目 次

第1章 農業関係制度金融のあらまし	1
1 農業経営の特徴	1
2 農業経営への支援	1
3 農業金融の概要	2
参考（制度金融の主な機能 経営段階における主な制度資金の活用）	4
4 性質からみた制度資金の区分	5
第2章 農業関係制度資金等の概要	6
1 主な農業関係制度資金一覧	6
2 主な農業関係制度資金の概要	12
（1）日本政策金融公庫資金	12
① 農業経営基盤強化資金（スーパーL）	12
農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用した電子申請の受付開始について	12
② 青年等就農資金	14
③ 農業改良資金	16
④ 経営体育成強化資金	18
⑤ 農林漁業セーフティネット資金	20
⑥ 農業基盤整備資金（農業農村整備）	22
⑦ 担い手育成農地集積資金	22
⑧ 振興山村・過疎地域経営改善資金	24
⑨ 農林漁業施設資金	26
⑩ 畜産経営環境調和推進資金	28
⑪ 農業基盤整備資金（畜産基盤整備）	28
⑫ 農林漁業経営資本強化資金（認定農業者向け）	28
（2）農業近代化資金	30
（3）農業経営負担軽減支援資金	32
（4）大家畜・養豚特別支援資金	34
（5）畜産経営体質強化支援資金	36
3 主な農業関係融資制度の概要	38
（1）農業経営改善関係資金に係る一元的融資手続き等	38
（2）農業負債整理関係資金に係る融資手続き等	40
（3）認定就農者総合融資制度	42
（4）農業災害関係融資制度	44
（5）農業信用保証保険制度	45
（6）参考（JA北海道信連要綱資金）	46

第3章 農業関係制度資金取扱上の留意事項	47
1 制度資金借入に当たっての留意事項	47
2 制度資金借入れ後の留意事項	49
第4章 参考資料	50
1 賦金表	50
2 減価償却資産の耐用年数	51
3 農業関係制度資金関連地域指定等の状況	52
4 特別融資制度推進会議設置要綱の「要領例」と 市町村農業金融制度総合推進会議設置・運営要領（例）	54
5 農業関係制度資金等取扱金融機関一覧	56
6 農業関係制度資金問い合わせ先	57

第1章 農業関係制度金融のあらまし

1 農業経営の特徴

農業経営は、気象や病害虫の発生など自然条件に左右されやすいほか、生産性が他産業に比べて低く収益力が総体的に弱いため投資の回収には長期間を要する、といった特徴があります。

－農業経営の特徴－

特 徴	内 容
① 融資期間の長期性	・農業資本には季節的遊休があり、資本の回転速度が遅く投下資本の回収に長期間を要する
② 貸付けの危険性	・自然的要因等により生産量が激減することがある（自然的・技術的リスク） ・農産物価格、農業収入の変動幅が大きい（経済的・市場的リスク）
③ 資金需要の零細性	・貸付金額単位当たりのコストが高い
④ 営農（生産）資金と生活（消費）資金の混在	・営農と家計が未分化であるため、営農資金が消費目的に流用されやすい
⑤ 優良担保の不足	・担保物件としては、主として農地に依存せざるを得ない状況にある
⑥ 低い収益性に基づく低金利要求	・経営規模が小さく、収益力も弱いため、金利負担力が低い
⑦ 共同的な投資	・土地基盤整備等のように地域的に共同して投資する必要がある場合がある
⑧ 貸付けの季節性	・資金需要に季節性が強く反映される

2 農業経営への支援

このため、農業経営における資金面の支援として、税制（例：農地取得に係る登録免許税や不動産取得税の軽減）、国や地方公共団体の補助事業（例：強い農業づくり交付金）、日本政策金融公庫等による出資などとともに、「農業金融」の役割が重要となっています。

－参考：補助と農業金融（制度金融）－

	補 助
< 政策誘導 >	・行政機関の指導による政策誘導
< 財政負担 >	・一般的に財政負担が大きい
< 性 質 >	・主として基盤整備等の社会資本投資、構造政策等の重要課題の分野への対応

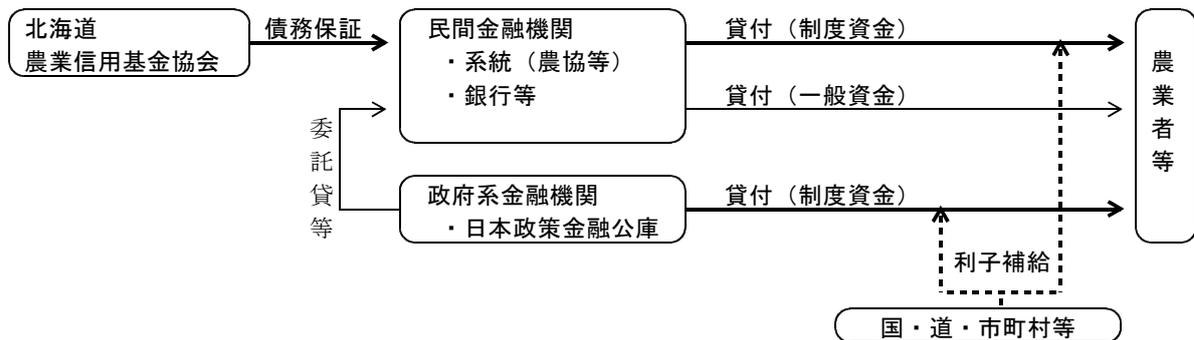
	農業金融（制度金融）
	・農業者等の自主的判断を尊重
	・一般的には財政負担が小さいが後年度に負担が及ぶ
	・補助残融資等の補助の補完的な役割を担いつつ、個別農業経営等の私的資本形成の分野へ対応

3 農業金融の概要

農業分野に対する資金の貸付けは、上述の農業経営の特徴から、一般市中銀行等の金融機関では対応できない場合が多いとされており、農協等による協同組合的相互金融の果たす役割が極めて大きくなっています（農協や銀行等が預貯金等で集めた自己資金を原資に、金融機関の独自の貸付条件で貸付するものを「一般金融」と言います）。

しかし、農協等系統金融機関であっても民間である以上、著しく長期・低利なりスクの大きい資金の融通には限界があることから、国や道が法令等に基づき政策目標を果たすために設けた農業近代化資金やスーパーL資金（農業経営基盤強化資金）といった「制度金融」が重要な役割を担っています。

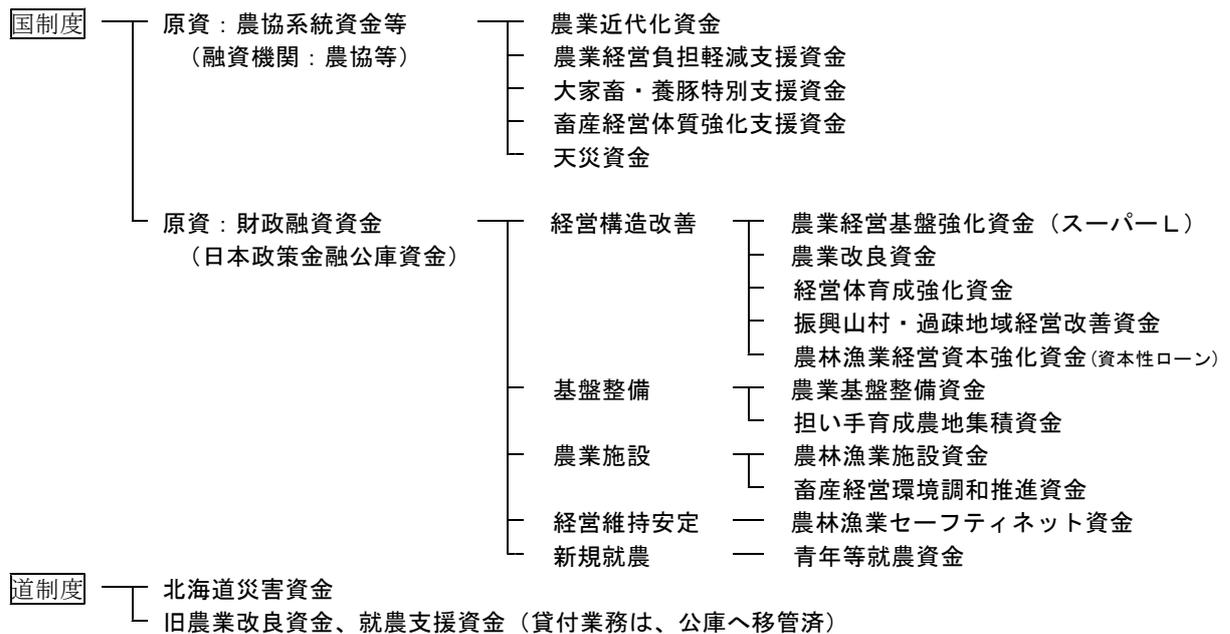
－制度金融のフロー図－



※ 制度金融の範疇には、資金の貸付けに対する「利子補給」、北海道農業信用基金協会の「債務保証」制度も入る。制度金融に係る資金を「制度資金」、一般金融に係る資金を「一般資金」と言う。

制度資金の多くは国の制度に基づいており、農協系統資金等を原資とする資金と、財政融資資金を原資とする資金に大別されます。

－制度資金の主な体系－



令和4年度の制度資金の融資状況を見ると、認定農業者向けの経営改善のための長期資金である「農業経営基盤強化資金（スーパーL）」が840億円と最も多く利用されている。

【※ 公庫資金（農業）の道内融資総額 1,426億円のうち、スーパーLが59%を占める。】

－北海道における主な制度資金の融資状況－

（金額単位：百万円）

		R 2		R 3		R 4	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
公庫資金	農業経営基盤強化資金（スーパーL）	2,569	96,220	2,304	96,005	2,319	84,041
	青年等就農資金	112	1,385	120	1,309	130	1,234
	農業改良資金	—	—	—	—	—	—
	経営体育成強化資金	47	934	37	616	29	235
	農林漁業セーフティネット資金	1,827	34,571	1,950	14,681	3,012	48,051
	農業基盤整備資金	285	3,058	257	3,874	253	2,934
	担い手育成農地集積資金	223	3,662	199	3,434	200	3,092
	振興山村・過疎地域経営改善資金	—	—	—	—	—	—
	農林漁業施設資金	16	4,492	20	6,104	17	3,019
	共同利用施設	14	4,437	16	6,075	10	2,411
	主務大臣指定施設	2	55	4	29	7	608
	畜産経営環境調和推進資金	—	—	—	—	—	—
	農業近代化資金	308	2,922	325	2,982	307	2,970
農業経営負担軽減支援資金	8	177	8	288	7	187	
大家畜・養豚特別支援資金	18	225	32	467	37	1,444	
畜産経営体質強化支援資金	2	591	—	—	—	—	

出典）北海道農政部農業経営局農業経営課「北海道農業金融統計表－令和5年度版－」ほか

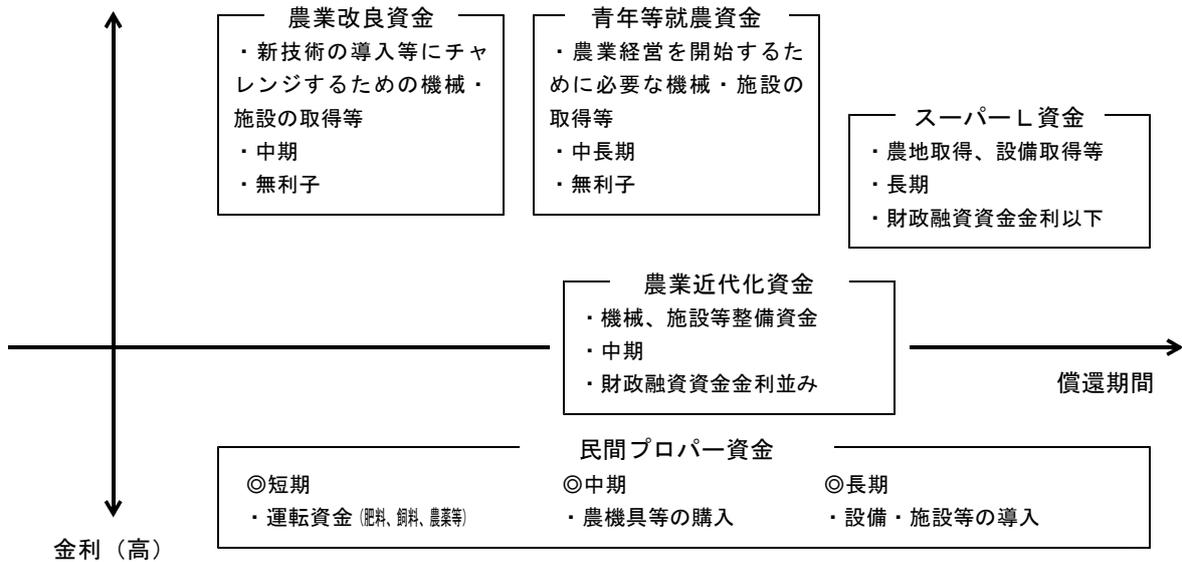
参考

— 制度金融の主な機能 —

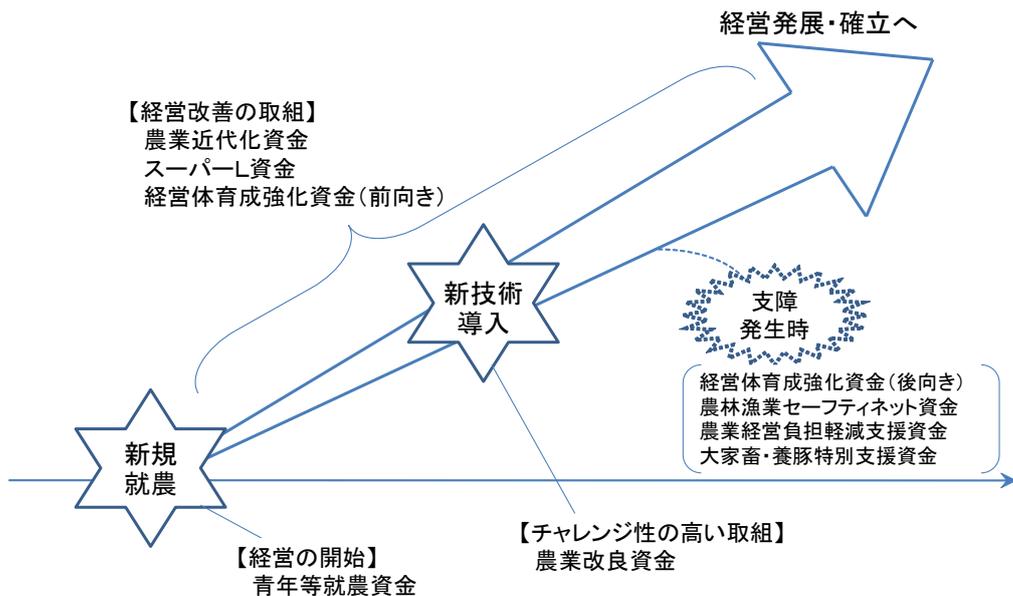
- 政策誘導機能 . . . 政策的に好ましい特定の投資の促進と経済変動等による激変の緩和
- 質的補完機能 . . . 収益補完（収益性の低い事業に対する低利資金の供給）
 期間補完（資金の回収期間が長期にわたる事業に対する長期資金の供給）
 リスク補完（リスクの高い事業に対する資金の供給）
 信用力補完（経営が零細、脆弱な農業者等に対する資金の供給）
- 量的補完機能 . . . 資金の産業間や地域間、季節間の不均衡の是正
 大型投資に対する量的補完

— 主な制度資金の位置づけ —

政策性・チャレンジ性（高）



— 経営段階における主な制度資金の活用 —

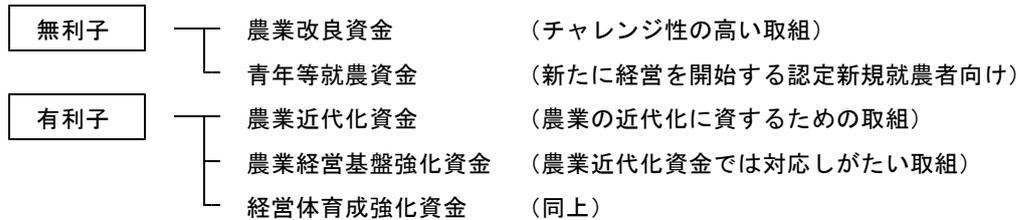


4 性質からみた制度資金の区分

(1) 前向き資金

農林水産省は、経営改善に前向きに取り組むための資金として農業近代化資金ほか5つの資金を「農業経営改善関係資金」と位置づけその基本要綱を定めており、一元的融資窓口の導入（農協、公庫、銀行等で申込みや相談を受け、適切なアドバイスを行う）、申込書様式の共通化などを図っています（詳しくは38頁参照）

—前向き資金（農業経営改善関係資金）—

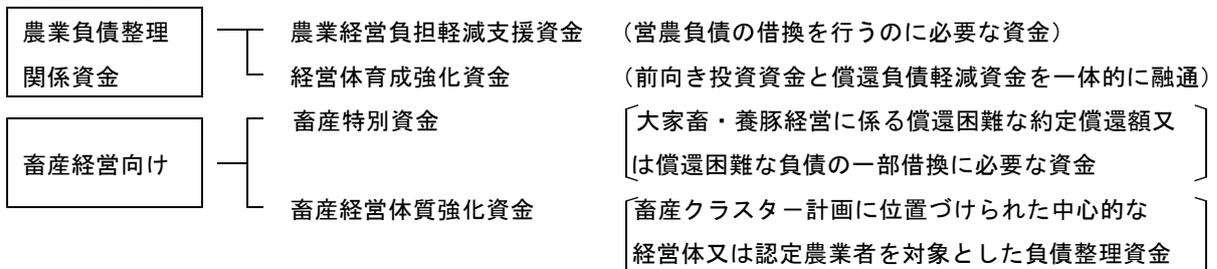


(2) 負債整理の資金

農林水産省は、「農業負債整理関係資金」として、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金を位置づけその基本要綱を定めており、窓口や申込様式などで利用しやすい制度となるよう配慮しています（詳しくは40頁参照）。

また、畜産経営は、家畜導入や設備投資など多額の資金を要することから、畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）や畜産経営体質強化資金の融通が行われており、既往負債の借換等を支援しています。

—負債整理の資金—



(3) 認定新規就農者の支援資金

道では、認定新規就農者の経営開始を支援するために、「北海道認定就農者総合融資制度取扱要領」を定めており、青年等就農資金、農業近代化資金、経営体育成資金（農地等の取得に必要な資金に限る）の総合的な融通を図っています（詳しくは42頁参照）。

第2章 農業関係制度資金等の概要

1 主な農業関係制度資金一覧

- (1) この一覧表は、農業者や農業法人などが利用できる主な制度資金の概要を用途別に示したものであり、実際の活用にあたっては、細かな貸付条件やその他の利用可能な資金の内容を確認し、事業内容に照らしてどの資金が最も効果的であるかを十分検討する必要があります。
- (2) 貸付利率は、**令和6年7月19日現在**のもの。ただし大家畜・養豚特別支援資金については令和6年7月1日現在、畜産経営体質強化支援資金については令和6年5月31日現在。
最新情報は、道ホームページに別途掲載。(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/keiei/kinyu/sikin.html)
- (3) 制度資金の区分は、**公**：日本政策金融公庫資金、**近**：農業近代化資金、**単**：道単独資金制度、**他**：その他制度資金として表示しています。
- (4) 農業改良資金は、新作物分野への進出、加工分野への進出、新技術導入等にチャレンジする場合に必要な投資等に使用することができますが、借入れに当たっては知事による貸付資格の認定を受ける必要があります。
- (5) 令和6年度においては、以下の特例措置が講じられています。
- ア 借入れ当初5年間の無利子化措置
- (ア) 目標地図枠(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業)
- a 対象者
 認定農業者等であり、かつ、目標地図(農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち同条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者、「実質化プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者(10年後の農業経営の継続意向(経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。)等。
- b 対象資金
 【公庫資金】スーパーL資金
 【農協等民間資金】農業近代化資金
- (イ) T P P等対策特別枠(担い手経営発展支援金融対策事業)
- a 対象者
 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。)に位置付けられた認定農業者等のうち、規模拡大や農産物輸出等、新たに攻めの経営展開を行う計画(担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通達)別記様式第1号に定める「経営展開計画」をいう。)を策定した者。
- b 対象資金
 【公庫資金】スーパーL資金
 【農協等民間資金】農業近代化資金
- (ウ) 災害関連特例のうち新型コロナウイルス感染症・原油価格高騰等(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業)
- a 対象者
 新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が生じており、現に農業粗収益、農業所得率又は純利益額が前期に比し悪化していることを決算書等により確認できる者。
- b 対象資金
 【公庫資金】農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金(負債整理又は償還円滑化資金に限る)
 【農協等民間資金】農業経営負担軽減支援資金
- イ 認定農業者に対する金利負担軽減措置(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業)
 スーパーL資金の貸付金利と同率となるまで利子助成を実施。(利子助成期間は貸付時から償還終了時まで。)
- (ア) 対象者
- ① 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画を含む。)の認定を受けた者(簿記記帳を行っている者(行うことが確実と見込まれる者を含む。)に限る。)
- ② ①の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者(当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。)
- (イ) 対象資金
 【農協等民間資金】農業近代化資金
- ウ 実質無担保・無保証人貸付(「日本公庫資金円滑化貸付事業について」のⅡ及びⅢに定める事業)
- (ア) 対象者
 アの(イ)のaに同じ。
- (イ) 対象資金
 【公庫資金】農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金(負債整理又は償還円滑化資金に限る)
- エ 債務保証の当初5年間の保証料免除(農業信用保証保険支援総合事業実施要綱に定める農業信用保証保険基盤強化事業)
- (ア) 対象者
 アの(イ)のaに同じ。
- (イ) 対象資金
 【農協等民間資金】農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金(農業経営の改善に必要な資金との併せ貸し資金は対象外)

用途	融資を受けたい事業の内容	制度資金名	貸付条件				備考
			貸付利率 [%]	償還期限 (据置) [年]	貸付限度額 [万円]	融資率 [%]	
① 総合 (農地の取得・施設投資等)	農地の取得や設備投資等を行う場合	公 農業経営基盤強化資金 (スーパーL)	0.70～ 1.40	25 (10)	個人 30,000 (特認 60,000) 法人 100,000 (特認1 20億円または経営改善目標売上額の2倍) [特認2 30億円または経営改善目標売上額の2倍]	100	●認定農業者であることが必要 ●用途欄の②～⑧、⑩、⑪のほか、無形固定資産の取得、法人への参加に必要な出資金等も対象 ●一定の条件の下に親子間の経営継承に必要な資金への対応が可能 ●法人が構成員の資産を取得するのに必要な資金への対応
		公 経営体育成強化資金 [前向き投資資金] [再建整備資金] [償還円滑化資金]	1.40	25 (3)	前向き投資資金 負担額の80% 限度額 個人等 15,000 法人等 50,000 再建整備資金 個人 1,000 (特認 1,750) (特定 2,500) 法人 4,000 償還円滑化資金 経営改善計画期間中の5年間 (特認10年間) において支払われるべき既借入制度資金の元利償還金の合計額	前向き 80 他 100	●認定農業者以外の担い手が前向き投資を行う場合又は前向き投資と償還負担軽減を一体的に行う場合に融通 ●再建整備資金により農協系統資金の借換えが可能 ●償還円滑化資金により制度資金の実質的な借換えが可能
② 農地の貸借・改良等	農地等を賃借する場合	公 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●法(注)に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		近 長期運転資金	1.40	15～17 (3～7)	個人 1,800 (特認 20,000) 法人等 20,000	80	●認定農業者は個人1,800万円、法人3,600万円の範囲で、次の特例がある(以下の近において同様) 貸付利率 0.65～1.25% 融資率 100%
	農地等を改良又は造成する場合	公 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		公 農業基盤整備資金 [農業農村整備]	補助(道営) 1.55 補助(その他)、非補助 1.40	25 (10)	借入者の当該年度負担額		●災害復旧を除く
		公 担い手育成農地集積資金	無利子	25 (10)	借入者の当該年度負担額の6分の5又は当該年度融資対象事業費の10%相当額のうち、いずれか低い額		●経営体育成促進事業として採択されたものが対象 ●本資金で不足する農家負担金については、農業基盤整備資金の借入れで対応することが可能
	近 小土地改良資金	1.40	15～18 (3～7)	事業費 1,800	80	●事業費が1,800万円を超えない規模の農地・牧野の改良・造成が対象	

用途	融資を受けたい事業の内容	制度資金名	貸付条件				備考
			貸付利率 [%]	償還期限 (据置) [年]	貸付限度額 [万円]	融資率 [%]	
③ 施設機械取得等	農舎、畜舎、ハウス、堆肥舎等農業用施設、加工施設等の建設又はトラクター、コンバイン等の機械の購入等を行う場合	公 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		公 農林漁業施設資金 [主務大臣指定施設]	1.40～1.55	15 (3)	限度額 なし	80 (90)	●融資率は、農山漁村経営改善の場合90%
		公 農林漁業施設資金 [共同利用施設]	1.40～1.75	20 (3)	限度額 なし	80	●農業の振興を目的とする法人等が生産・流通・加工・販売、情報処理通信、医療福祉、バイオテク等の施設を整備する場合は対象
		公 畜産経営環境調和推進資金	1.40	20 (3)	処理高度化施設整備 個人 3,500 (特認 12,000) 法人 7,000 (特認 40,000) 共同利用施設整備 限度額 なし	80	●家畜排せつ物法に基づく認定処理高度化施設整備計画、認定共同計画を作成して知事の認定を受けた者 ●融資率は、特認の場合90%
		近 建構築物等造成資金	1.40	7～20 (2～7)	個人1,800 (特認20,000) 法人等 20,000 農協等 150,000	80	●施設、機械の復旧も対象 (認定農業者に限る)
④ 家畜の導入等	牛、豚、馬、綿羊等の家畜を導入・育成する場合	公 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		公 農業基盤整備資金 [畜産基盤整備]	補助 1.40 非補助 1.40	25 (3)	限度額 なし	100	●乳牛・肉用牛育成預託事業を実施する農協等の団体が対象
		近 家畜購入資金	1.40	7～10 (2～5)	個人1,800 (特認20,000) 法人等 20,000 農協等 150,000	80	●馬名登録後の競走馬の購入は除く
⑤ 作物導入等	果樹、花き等を植栽・育成する場合	公 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		近 果樹等植栽育成資金	1.40	15～17 (7)	個人1,800 (特認20,000) 法人等 20,000 農協等 150,000	80	●薬用作物やアスパラガス等の永年性作物の植栽又は育成も対象
⑥ 運転資金の確保	農業経営を改善するための運転資金が必要な場合	公 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●農薬、資材費及び雇用労賃等がかつ初次的経費に限る
		近 長期運転資金	1.40	15～17 (3～7)	個人1,800 (特認20,000) 法人等 20,000	80	●認定農業者以外の者は、農地又は採草放牧地の賃貸料、農機具及び運搬用機具のリース料のみ対象
		公 農林漁業経営資本強化資金	税引後当期純利益 (農業所得) が 0円以上 3.45～4.60円未満 0.50	18年 (8) 又は 5年1か月～20年 (原則期限一括償還)	みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額 又は 1億円のいずれか低い額		●債務者の評価において自己資本とみなして取り扱うことができる (資本金 (資本金ローン))

用途	融資を受けたい事業の内容	制度資金名	貸付条件				備考
			貸付利率 [%]	償還期限 (据置) [年]	貸付限度額 [万円]	融資率 [%]	
⑦ 既往負債の負担軽減	既往借入金の残高借換えにより負担を軽減する場合	他 農業経営負担軽減支援資金	1.40	一般 10 (3) 特認 15 (3)	営農負債の借換に必要な額		●既往借入金の償還が困難となっている農業者が対象 ●借換対象資金は農協系統資金及び金利5%超の制度資金 ●貸付時期は12月 ●経営改善計画を作成し、経営診断を受けることが必要
	畜産経営において既往借入金の借換えにより負担を軽減する場合	他 大家畜・養豚特別支援資金	一般 1.40 特認 1.40 経営継承 1.40	大家畜 一般 15(3) 特認 25(5) 養豚 一般 7(3) 特認 15(5)	知事の承認を受けた大家畜(養豚)経営改善計画に定める資金借入計画額		●新規貸付は令和4年度まで ●既往借入金の償還が困難となっている大家畜(養豚)経営体対象 ●貸付時期は各年11月30日
		他 畜産経営体質強化支援資金	1.20	25 (5)	知事の承認を受けた畜産経営体質強化計画に定める資金借入計画額		●畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者である畜産農家が対象 ●貸付当初5年間の無利子化措置が講じられている。
⑧ 災害・経営環境の変化への対応	天災等により被害を受けた農家が経営資金を必要とする場合	他 天災資金	法発動の都度設定	3~6 [4~7]	一般 個人 350 [400] 法人 2,000 特認 個人 500 [600] 法人 2,500	45 [60] 55 [80]	●天災融資法の発動により適用 ●農作物等減収量30%以上、損失額10%以上の被害農業者が対象 ●被害程度に応じ貸付条件が区分 ●[]は激甚災害指定の場合
		国 北海道農業災害資金	規則適用の都度設定	3~5	個人 350 法人 2,000	60 60	●北海道農業災害融資促進規則に基づき知事が指定した場合に適用 ●農作物等減収量30%以上、損失額10%以上の被害農業者が対象 ●被害程度に応じ貸付条件が区分
		公 農林漁業セーフティネット資金	0.70~ 1.40	15 (3)	600 (一定要件を満たすものは経営規模に応じて増額できる)		●資材費、労務費その他の長期運転資金 ●限度額引上特例が措置されている。(P21参照、以下同じ。)
	天災等により被害を受けた施設・農地等の復旧を行う場合	公 農林漁業施設資金 [主務大臣指定施設 共同利用施設 災害復旧]	0.70~ 1.75	主務大臣 15 (3) 共同利用 20 (3)	主務大臣 1施設当たり 300 (上記の額で復旧困難 600) 共同利用 限度額なし	80	●農舎、畜舎、堆肥舎、農産物加工施設等や果樹の改植・補植の災害復旧に必要な資金で農協等の団体も融資対象
		公 農業基盤整備資金 [災害復旧事業]	0.70~ 1.40	25 (10)	借入者の当該年度負担額		●農地、牧野又はその保全や利用上必要な施設の災害復旧が対象
	社会的又は経済的環境の変化等経営者の責めに帰さない理由により一時的に状況が悪化した経営の維持安定を図る場合	近 建構築物等造成資金	1.40	7~15 (2~7)	個人1,800(特認20,000) 法人等 20,000	100	●認定農業者のみ
小土地改良資金		15 (7)		事業費 1,800			
	公 農林漁業セーフティネット資金	0.70~ 1.40	15 (3)	600 (一定要件を満たすものは経営規模に応じて増額できる)			

用途	融資を受けたい事業の内容	制度資金名	貸付条件				備考
			貸付利率 [%]	償還期限 (据置) [年]	貸付限度額 [万円]	融資率 [%]	
⑧ 災害等への対応		⊗ 農林漁業経営資本強化資金	税引後当期純利益 (農業所得) が 0円以上 3.45～4.60 0円未満 0.50	18年(8) 又は 5年1か月～20年 (原則期限一括償還)	みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額 又は1億円のいずれか低い額		●債務者の評価において自己資本とみなして取り扱うことができる (資本金性資金 (資本金性ローン))
	農産加工等を行う場合	⊗ 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
	農家住宅の改良・造成・取得を行う場合	近 特認資金 [特定の農家住宅の改良・造成・取得]	1.40	15～17 (3～7)	個人 1,800	80	●生産に係る公害防止や土地改良事業に伴う移転、後継者の婚姻に伴う造成、知事が特に必要と認めた場合の改良、認定就農者の経営開始に伴う改良・造成等
	共同で生活関連施設を整備する場合	近 農村環境整備資金	1.40	20 (3)	農協等 150,000 (大臣特認有)	80	●診療施設、集会場、水道、下水道等の共同利用施設を設置する場合が対象
⑩ 担い手の育成確保	認定新規就農者が経営を開始する場合等	⊗ 青年等就農資金	無利子	17 (5)	3,700 (特認 10,000)	100	●認定新規就農者 (市町村から青年等就農計画の認定を受けた農業者) となる必要がある ●青年等就農計画の目標達成に必要な農地等の改良・造成、施設・機械等の導入その他経営開始にあたって必要な経費を対象とする
		近 建構築物等造成資金等	1.40	10～18 (5～7)	個人 1,800	80	●経営開始後5年間かつ認定後10年間に限り融資 ●償還期間・据置期間の特例
		⊗ 経営体育成強化資金	1.40	25 (5)	個人 1,000	100	●経営開始後5年間かつ認定後10年間に限り融資 ●左は青年等就農計画に従って行う農地等取得の場合。それ以外の場合は、一般の貸付条件で融資を受けることが可能
	能率的な農業技術等の研修を受ける場合	近 長期運転資金	1.40	15～17 (5～7)	個人1,800 (特認20,000) 法人等 20,000	100	●認定農業者のみ
⑪ 経営複合化・多角化	新たな農業部門を導入する場合	⊗ 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		⊗ 農林漁業経営資本強化資金	税引後当期純利益 (農業所得) が 0円以上 3.45～4.60 0円未満 0.50	18年(8) 又は 5年1か月～20年 (原則期限一括償還)	みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額 又は1億円のいずれか低い額		●債務者の評価において自己資本とみなして取り扱うことができる (資本金性資金 (資本金性ローン))
	農産物直売所等を設置する場合	⊗ 農業改良資金	無利子	12 (5)	個人 5,000 法人又は団体 15,000	100	●法に基づく認定を受けた計画の達成に必要な事業に限る
		近 建構築物等造成資金	1.40	15～20 (3～7)	個人1,800 (特認20,000) 法人等 20,000 農協等 150,000	80	●農産物の流通又は加工に必要な施設の改良・造成・取得が対象

用途	融資を受けたい事業の内容	制度資金名	貸付条件				備考
			貸付利率 [%]	償還期限 (据置) [年]	貸付限度額 [万円]	融資率 [%]	
⑫ 特定地域の農業等の振興	中山間地域において、農林畜水産物の加工・流通、農林漁業資源の保健機能の増進や生産環境改善のための施設を整備する場合	中山間地域活性化資金 [加工流通施設]	0.70～1.75	15 (3)	限度額なし	80 <50>	<ul style="list-style-type: none"> ●新商品・新技術の研究開発・利用、需要開拓、事業提携に必要な施設の整備等が対象 ●<>は、中小企業の要件に該当しない会社が行う事業等の場合 ●体験農園、体験牧場、林間コテージ、森林浴施設等の整備等が対象 ●<>は、中小企業の要件に該当しない会社が行う事業等の場合
		[保健機能増進施設]	0.95～1.60	15 (3)			
		[生産環境施設]	1.40	25 (8)		80	
	振興山村地域、過疎地域において経営の改善等を図る場合	振興山村・過疎地域経営改善資金	補助一般 1.55 共同利用 2.55 非補助 1.40	25 (8)	補助限度額なし 非補助 個人 1,300 法人 5,200 (総 10,000～50,000)	80	●果樹の新植・改植・育成、搾乳用雌牛、繁殖用肉用雌牛・豚・綿羊の購入、農舎、畜舎、堆肥舎、加工施設、滞在型農園施設、体験宿泊施設、農産物等直売施設、多目的活動施設、簡易排水施設、農機具の取得等が対象
⑬ 企業等の農業参入	企業等が農外から新規参入する場合	経営体育成強化資金	1.40	25 (3)	農業参入法人 15,000	80	●5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を2期終えていないものに限る
		建構築物等造成資金	1.40	7～15 (2～7)	農業参入法人 15,000	80	●5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を2期終えていないものに限る
		果樹等植栽育成資金					
		家畜購入資金					
		小土地改良資金					
		長期運転資金					
		特認資金					
⑭ 財務内容の改善	資本構成の是正その他の財務内容の改善を図る場合	農林漁業経営資本強化資金	税引後当期純利益 (農業所得) が 0円以上 3.45～4.60 0円未満 0.50	18年 (8) 又は 5年1か月～20年 (原則期限一括償還)	みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額 又は 1億円のいずれか低い額		●債務者の評価において自己資本とみなして取り扱うことができる (資本金性資金 (資本金性ローン))

(注) 農業改良資金における「法」とは、次の法律をいう。

- (1) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (みどりの食料システム法)
- (2) 米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律 (米穀新用途利用促進法)
- (3) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (六次産業化法)
- (4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (農林漁業バイオ燃料法)

2 主な農業関係制度資金の概要

(1) 日本政策金融公庫資金

資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・用途
<p>① 農業経営基盤強化資金 （スーパーL）</p> <p>【貸付利率（※）】 0.70～1.40 （令和6年7月19日現在）</p> <p>【償還期限】 25(10)</p>	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者が利用する経営改善のための長期資金。 具体的には、市町村の認定を受けた農業経営改善計画等（※）の達成に必要な次の長期資金。</p> <p>※ 農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画のほか、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律及び果樹農業振興特別措置法の認定を受けた計画を含む。（有効期間5年）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地等の取得 2 農地等の改良等 3 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 4 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得 5 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等 6 家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 7 負債の整理その他農業経営の改善を前提としての経営の安定に必要な長期資金 <p>※ 7の資金用途に、令和6年度から「農業経営の改善の前提として必要となる公庫資金の借り換え」が追加された。なお、公庫資金とは、公庫（農林水産事業（旧農林漁業金融公庫を含む。））が融通した資金。</p>

注：「貸付利率」欄の※

国による貸付当初5年間の無利子化措置が講じられる場合がある。（第2章の1の(5)のアの(ア)参照。（P6））

農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を活用した電子申請の受付開始について

以下の公庫資金については、農業者自らがオンライン申請することができる「農林水産省共通申請サービス(eMAFF)」による申請を受け付けています。

受付開始事項	資金名	貸付対象者
令和4年1月	農林漁業セーフティネット資金	一時的に経営状況が悪化した農林漁業者
令和5年4月	スーパーL資金	認定農業者
	青年等就農資金	認定新規就農者
	経営体育成強化資金	担い手向け(経営改善資金に限る)
	農業改良資金	各種行政認定を受けた農業者

eMAFFに取込み可能な様式は、
農林水産省ホーム > 経営 > 農業金融 > 農林水産省共通申請サービス(eMAFF)取込み用様式
(https://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/emmaff_torikomiyousiki.html)
で提供しております。

貸 付 限 度 額	貸 付 対 象 者
<p>個人 3億円（特認（注1）6億円） 法人 10億円（特認（注2）20億円、30億円）</p> <p>ただし、資金使途の7の限度額は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スーパーL資金の整理を行う場合 スーパーL資金の貸付金残高の額(上記の特認要件を満たす必要はない。) ・ 公庫農林水産事業が融通する資金及び旧農林漁業金融公庫が融通した資金の整理を行う場合 上記の額を限度とする ・ 民間プロパー資金の整理を行う場合 上記の額の5分の1を限度とする。 	<p>1 農業を営む者</p> <p>(1) 認定農業者（農業経営改善計画等の認定を受けた者） ※簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実に見込まれる者を含む。）に限る。</p> <p>(2) 農業経営改善計画等の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者 ※当該法人への出資金等を借入れする場合に限る。</p> <p>2 農協又は農協連 ※1の(1)又は(2)に掲げる農業者に転貸する場合に限る。</p>

●「貸付限度額」欄の注1、注2

<個人特認要件>

注1 次のいずれかに該当する場合

- (1) 経営が複数の部門にわたる経営体又は経営部門を増やす農業経営改善計画を有する経営体
- (2) 主たる従業者を複数有する経営体又は計画期間中に複数有することとなる農業経営改善計画を有する経営体
- (3) 当該経営体の所在する地域の状況により、相当の規模拡大をもって地域の担い手となることが求められる経営体

<法人特認要件>

注2 次の要件を満たす場合は、それぞれに掲げる貸付限度額。

- (1) 民間金融機関から資金調達が行われる場合(経営改善資金計画書で確認可)
20億円、経営改善目標売上額の2倍のいずれか低い額
- (2) 民間金融機関の貸付金残高の額が、公庫及び民間金融機関の貸付金残高の合計額の3分の1以上となる場合(経営改善資金計画書で確認可)
30億円、経営改善目標売上額の2倍のいずれか低い額

資 金 の 種 類 貸付利率（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資 金 の 内 容 ・ 使 途	
<p>② 青年等就農資金</p> <p>〔貸付利率〕 無利子</p> <p>〔償還期限〕 17 (5)</p>	<p>農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の認定を受けた「青年等就農計画」の達成に必要な長期資金（単なる資金繰り資金や農地等の取得を除く。具体的な例示は次表のとおり）。</p>	
	貸付金の使途の例示	具体的事業内容の例示
	農地等の改良等	農地等の改良、造成、保全
	農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得	<p>○農業生産用施設 農舎、畜舎、家畜排せつ物処理施設、蚕室、堆肥舎、農作物育成管理用施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、農機具、運搬用機具</p> <p>○経営管理用施設 農業労働力確保施設、事務用機器、事務所</p> <p>○生産・経営環境保全施設 畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、発電施設、農業生産環境施設</p>
	農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得	<p>○農産物乾燥施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設</p> <p>○需要開拓施設、地域資源整備活用施設、未利用資源活用施設</p> <p>○体験農業施設・交流促進施設</p> <p>○流通販売施設</p> <p>○観光農業施設</p>
	創設費、開業費その他の繰延資産の取得等	<p>○定款及び諸規則作成のための費用、株式募集その他のための広告費、目論見書・株券等の印刷費、創立事務所の賃借料、設立事務に使用する使用人の給料、金融機関の取扱手数料、証券会社の取扱手数料、創立総会に関する費用その他会社設立事務に関する必要な費用、発起人が受ける報酬で定款に記載して創立総会の承認を受けた金額並びに設立登記の登録免許税その他の繰延資産</p> <p>○土地、建物等の賃借料、広告宣伝費、通信交通費、事務用消耗品費、支払利子、使用人の給料、保険料、電気・ガス・水道料等で、農業経営開始時までに出した開業準備のための費用その他の繰延資産</p> <p>※決算書に繰延資産として計上しないものは対象外</p>
	家畜・果樹等の導入、借地料・賃借料の支払い	<p>○家畜の購入・育成費</p> <p>○果樹・茶・多年生草本・桑・花木の新植・改植の費用及び育成費</p> <p>○農地等の借地料、事務所賃借料、機械・施設のリース料</p>
	その他基盤強化法第14条の4第2項第3号の措置を行うのに必要な長期資金	<p>○農業経営の開始に伴い必要となる初期的経営費用 ※ 認定就農計画期間中に必要なものに限る。</p> <p>○個人経営を法人経営に移行させるために必要な資金（登記費用等） ※ 当該経営体が認定を受けている場合に限る。</p>

貸付限度額	貸付対象者
<p>3,700万円</p> <p>なお、次の要件を全て満たす場合、貸付限度額を1億円まで引き上げることができる。</p> <p>(1) 青年等就農計画における農業所得の目標が当該認定新規就農者の所在する地域の平均以上となるものであること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者であって、農業の技術及び経営方法を習得したと認められる旨の意見書が指導農業士その他これに類する者から提出されていること。</p> <p>ア 農業の技術又は経営方法を実地に習得するため、指導農業士又は認定農業者が主宰する農業に年間150日間以上従事した年（以下「技術等習得年」という。）が2年以上である者。</p> <p>イ 技術等習得年が1年以上あり、かつ、農業大学校等の農業経営者育成教育機関における研修と通算して2年以上ある者。</p> <p>※ ただし、旧就農支援資金（就農施設等資金）の借入残高がある場合は、その額を差し引いた額が上限となる。</p>	<p>1 認定新規就農者 新たに農業経営を営もうとする青年等（※）であって、市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者 ただし、経営改善資金計画について、市町村農業金融制度総合推進会議の認定を受けたものに限る。</p> <p>※ 原則として18歳以上45歳未満の青年、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員を過半を占める法人。</p> <p>※ 農業経営を開始してから一定期間（5年間）以内の者を含み、認定農業者を除く。</p> <p>2 農協・農協連等（転貸する場合に限る。）</p>

資金の種類 貸付利率（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・使途
<p>③ 農業改良資金</p> <p>〔貸付利率〕 無利子</p> <p>〔償還期限〕 12（5）</p>	<p>1 農業改良資金融通法に基づき、農業者等が、農業改良措置を実施するのに必要な次の資金 ただし、林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化法又はみどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業計画等に従って実施する場合に限る。</p> <p>(1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金 (2) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金 (3) 家畜の購入又は育成に必要な資金 (4) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの（→平成14年農林水産省告示第1215号）</p> <p>2 認定製造事業者等（米穀新用途利用促進法）又は促進事業者（六次産業化法）が農業者等の農業改良措置を支援するための措置を実施するのに必要な資金 ただし、米穀新用途利用促進法又は六次産業化法に基づき認定を受けた事業計画等に従って実施する場合に限る。</p> <p>(1) 認定製造事業者等 認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等の導入に必要な資金。但し、この機械、建物等を当該農業者等が利用する場合に限る。</p> <p>(2) 促進事業者 ア 農業経営に必要な施設の設置 認定総合化事業計画に従って事業を行う支援先の農業者等に代わって、当該農業者等の行う農畜産物の生産又はその加工若しくは販売活動に必要な機械、建物等の導入に必要な資金。但し、この機械、建物等を当該農業者等が利用する場合に限る。また、施設の改良によるものを除く。 イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得 支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得 支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p>

●法律の略称

- ・農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 →農林漁業バイオ燃料法
- ・米穀の新用途への利用の促進に関する法律 →米穀新用途利用促進法
- ・地域資源を利用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 →六次産業化法
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 →みどりの食料システム法

貸付限度額	貸付対象者
個人 5,000万円 法人又は団体 1億5,000万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業者等 次の法律の計画認定を受けた者 (1) 農林漁業バイオ燃料法（生産製造連携事業計画） (2) 米穀新用途利用促進法（生産製造連携事業計画） (3) 六次産業化法（総合化事業計画） (4) みどりの食料システム法（環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画） 2 認定中小企業者等 (1) 認定製造事業者等 米穀新用途利用促進法に基づく生産製造連携事業計画の認定を受けた認定製造事業者等（農業改良支援措置を行う場合） (2) 促進事業者 六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を受けた農業者等が総合化事業計画に従って農業改良措置を実施する場合に、当該農業改良措置を支援するための措置を行う促進事業者（支援先の農業者が実施する農業改良措置を支援する場合） 3 農協若しくは農協連（いずれも信用事業を行うものに限る。）又は銀行、信用金庫、信用組合若しくは農林中央金庫（いずれも1及び2に掲げる者に転貸する場合に限る。）

●「資金の内容・使途」欄

- ・ 農業改良措置とは、農業経営の改善を目的として、新たな農業部門の経営若しくは農産物の加工事業の経営の開始、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産方式（品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減が図られる場合に限る。）若しくは販売方式の導入をいう。
- ・ 「相当程度使用（又は販売）することが見込まれる」とは、原材料として使用（又は販売する）農畜産物等全体の調達量に占める連携先・支援先である農業者等からの調達量の割合がおおむね50%を超えることをいう。

●貸付資格の認定

農業者等及び認定中小企業者等が資金の貸付けを受けようとする場合、農業改良措置に関する計画を作成し、道（各（総合）振興局農務課）の認定を受けることが必要

資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・用途
<p>④ 経営体育成強化資金</p> <p>【貸付利率】（※） 1.40 （令和6年7月19日現在）</p> <p>【償還期限】 25（3）</p>	<p>【前向き投資をする場合】 経営改善資金計画等に基づいて行う事業であって、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地又は牧野の改良、造成 2 農地又は採草放牧地の所有権の取得 3 農地又は採草放牧地の利用権の取得 4 農機具等の賃借権の取得 5 果樹の新植、改植、育成 6 オリーブ、茶、多年性草木、桑、花木の新植、改植、育成 7 家畜の購入、育成 8 農産物の生産、流通、加工、販売、その他農業経営の改善に必要な施設・機械の改良、造成、取得 9 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金 <ul style="list-style-type: none"> ・事業再生支援資金：民事再生法に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者の行うものに限る。 ・農業参入法人及び集落営農組織の行うもの 10 農業を営む者が構成員として法人に参加するために必要な資金 <ul style="list-style-type: none"> 集落営農組織が法人化するとき当該法人の構成員として参加するために必要な資金に限る。 <p>【負債の償還負担を軽減する場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 11 次に掲げる資金（注1）を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金（再建整備資金） <ol style="list-style-type: none"> （1）農具、肥料、飼料、家畜その他の農業経営に必要な資材又は施設の取得又は設置に必要な資金 （2）農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 （3）農業経営の改善のための農地等の取得、遺産相続、疾病、災害等により必要な資金 （4）共同相続人のうち、遺産に属する農業経営資源（農地、施設その他農業に活用されるもの）について、これらを活用して農業経営資源に係る相続分の譲り渡しを受けるのに必要な資金その他遺産の分割による農業経営資源の細分化を防止するのに必要な資金 12 次に掲げる資金等の円滑な支払に必要な資金（償還円滑化資金） <ol style="list-style-type: none"> （1）株式会社日本政策金融公庫が融通する資金 （2）農業近代化資金、経営資金、就農支援資金その他国が利子補給補助又は利子助成補助を行う資金及び国の補助金の交付を受けたものが、これを財源として利子補給補助又は利子助成補助を行う資金 （3）土地改良事業又は旧独立行政法人緑資源機構の負担金等
	<p>注1 13の（1）から（3）までに掲げる資金、地方公共団体が利子補給若しくは利子助成を行い、又は融通する資金及び政府関係金融機関が融通する資金を除く。</p>

注1：「貸付利率」欄の※

国による貸付当初5年間の無利子化措置が講じられる場合がある。（第2章の1の（5）のアの（イ）参照。（P6））

注2：実質無担保・無保証人貸付が講じられる場合がある。（第2章の1の（5）のウ参照。（P6））

貸付限度額	貸付対象者
<p>次の1から3の合計額 個人、農業参入法人 1億5,000万円 法人、集落営農組織 5億円</p> <p>1 資金の内容・使途の欄の1から10の事業負担する額の80%（2のうち認定新規就農者が青年等就農計画に従って農地を取得する場合は1,000万円、また、9のうち民事再生法に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者が行う経営改善資金計画に基づく事業で民間金融機関の要請等がある場合は100%）</p> <p>2 再建整備資金（注1） 個人 1,000万円 特認：1,750万円 特定：2,500万円 法人 4,000万円 （注2）</p> <p>3 償還円滑化資金 経営改善計画の計画期間中の5年間（注3）の場合10年間）において支払われるべき既往借入額等負債の各年の支払金の合計額（注4）</p> <p>注1 本資金の他の貸付金残高と通算しないが、農業経営維持安定（再建整備及び償還円滑化）資金の貸付金残高と通算する。</p> <p>2 特認の要件は、農業経営又は農業所得の規模が当該地域の平均以上である場合等、必要があると認められる場合 特定の要件は、農業経営又は農業所得の規模等から見て特に必要があると認められる場合</p> <p>3 債務者の年間償還額から見て経営改善計画の実行のために必要不可欠と認められる場合</p> <p>4 この場合における各年の支払金の合計額に相当する額は、その全部又は一部を一括して貸し付けることができる。</p>	<p>○ 農業を営む者</p> <p>1 次の要件をすべて満たす農業を営む者 (1) 農業所得が総所得の過半（法人：農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人：1,000万円以上）であること。 (2) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人：常時従事者である構成員）がいること。 (3) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。 (4) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）</p> <p>2 認定新規就農者</p> <p>3 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（目標地図に位置付けられた者）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（継続的農地利用者）</p> <p>4 農業参入法人（原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を2期終えていないもの）</p> <p>5 1の経営（家族農業経営に限る）における経営主以外の農業を営む者（家族協定を締結しており、①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていること。）</p> <p>6 集落営農組織（所定の要件を満たす法人格を有しない任意団体であって農業を営む者）</p> <p>7 6に掲げる者が法人化するとき当該法人の構成員として参加する農業を営む者</p> <p>○ 農協又は農協連（転貸する場合に限る。）</p> <p>注 1、2及び5の者が「資金の内容・使途」欄の12又は13の資金を借り入れる場合にあっては次の要件に適合する者に限る。 (1) 経営改善計画の計画期間内に農業経営の安定が図られる見込みであること。 (2) 現に負債の償還に支障を来しており、かつ、関係金融機関による既往債務の貸付条件の緩和措置等では十分な経営の改善が図られないこと。</p> <p>注 4及び6は、経営改善資金計画に基づき「資金の内容・使途」欄の1から9までの資金を借り入れる場合に限る。</p> <p>注 7は、経営改善資金計画に基づき「資金の内容・使途」欄の11の資金を借り入れる場合に限る。</p> <p>注 3、4及び6の者が民事再生法に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者として経営改善資金計画に基づき「資金の内容・使途」欄の9の資金を借り入れる場合にあっては次の要件に適合する者に限る。 (1) その者の行う事業が次のアからウのいずれかに該当すること ア 地域農業の維持振興に大きな役割を果たしている事業であること。 イ 一定の雇用効果が認められる等、地域経済の活力維持に資する事業であること。 ウ 先進性、新規性又は技術力の高い事業等で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること。 (2) 適切な再生計画又は再建計画（私的整理ガイドラインに基づくものに限る。）が策定され、関係者による支援体制が構築されており、民間金融機関の金融支援が得られる者であること。</p>

資 金 の 種 類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資 金 の 内 容 ・ 使 途
<p>⑤ 農林漁業セーフティネット資金</p> <p>【貸付利率（※）】 0.70～1.40 （令和6年7月19日現在）</p> <p>【償還期限】 15（3）</p>	<p>経営安定計画に基づいて農業経営の安定を図るのに必要な次の資金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む。） 2 法令に基づく処分又は行政指導により経済的な損失を受けた経営の維持安定に必要な資金（経営者の責めに帰すことができない事由によるものに限る。） 3 社会的又は経済的環境の変化等経営者の責めに帰すことができない事由により次のような経営状況になっている場合における経営の維持安定に必要な資金 <ol style="list-style-type: none"> (1) 最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少していること又は最近3か月の粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も粗収益の減少が見込まれること。 (2) 最近の決算期における所得率（法人は経常利益率）又は純利益額が前期に比し悪化していること。 (3) 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。 (4) 農林水産省経営局長が指定した社会的な要因による一時的な農産物価格の低下又は種苗、農薬、肥料、飼料などの資材等の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来たすおそれがあること。 (5) 社会的な要因によって一時的に資材等の調達に困難となったことにより農業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。 (6) 感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。（ただし、一定の要件を満たす場合に限る。） (7) 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。 (8) 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期においては黒字化したものの、2期合計で赤字であること。 (9) 前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期においては黒字化したものの、債務償還年数が20年以上であること。 (10) 金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来たし、農業生産に支障をきたしていること又は来たすおそれがあること。（ただし、一定の要件を満たす場合に限る。） (11) 農林水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、農林水産物の販売資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること（ただし、一定の要件を満たす場合に限る。）

注1：「貸付利率」欄の※

国による貸付当初5年間の無利子化措置が講じられる場合がある。（第2章の1の(5)のアの(イ)参照。（P6））

2：実質無担保・無保証人貸付が講じられる場合がある。（第2章の1の(5)のウ参照。（P6））

貸 付 限 度 額	貸 付 対 象 者
<p>○ 通常措置 600万円</p> <p>簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費又は粗収益(以下「年間経営費等」という。)の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染関係特例措置 1,200万円又は年間経営費等の12/12に相当する額のいずれか低い額</p> <p>○ コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等関係特例措置 通常措置又は新型コロナウイルス感染関係特例措置とは別に、600万円又は年間経営費等の6/12に相当する額のいずれか低い額 (→1800万円又は年間経営費等の12分の18)</p> <p>※ 特例措置は、令和6年12月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに適用。</p>	<p>(農業関係抜粋)</p> <p>○ 認定農業者</p> <p>○ 農業者であって、農業に係る所得が総所得(法人(株式会社、持分会社、農事組合法人に限る。)にあっては当該法人の総売上高)の過半を占めているもの又は粗収益が200万円以上(法人は1,000万円以上)であるもの</p> <p>○ 認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、経営開始後3年以内のもの</p> <p>○ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地区(同条第3項の地区をいう。)に位置付けられた者及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者</p> <p>○ 家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし、家族協定において次のことが明確になっていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経営のうち一部の部門について主宰権があること。 2 主宰権のある経営部門について、当該者に危険負担及び収益の処分権があること。 <p>○ 次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体であって農業を営むもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有していること。 2 一元的に経理を行っていること。 3 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。 4 農用地の利用の集積の目標を定めていること。 5 主たる従事者が目標所得を定めていること。 <p>ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。</p>

資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・使途																																						
<p>⑥ 農業基盤整備資金（農業農村整備）</p> <p>〔貸付利率〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助（道営等） 1.55 ・〃（団体営） 1.40 ・非補助 1.40 ・災害復旧 0.70～1.40 （令和6年7月19日現在） <p>〔償還期限〕 25(10)</p>	<p>生産基盤を整備して農業生産力の増大及び生産性の向上を図るために必要な次の資金</p> <p>1 農地、牧野の新設、改良、造成</p> <table border="1" data-bbox="558 492 1412 1579"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい排水</td> <td>頭首工、ため池、農業用排水施設、水路、温水施設等（併せ行う安全施設等の設置を含む。）の新設・改良 しゅんせつ船等の取得</td> </tr> <tr> <td>畑地かんがい</td> <td>畑地かんがい施設（スプリンクラーの立ち上がり・ヘッドを含む）の新設・改良</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道等の工種を総合的に実施する事業</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水</td> <td>完全暗渠（土管の埋設）、簡易暗渠（雑木、竹、木材、石れきの埋設）、弾丸暗渠等の新設</td> </tr> <tr> <td>客土</td> <td>搬入客土、流水客土、ポンプ客土</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>農道、農道橋の新設・改良</td> </tr> <tr> <td>索道</td> <td>空中ケーブル、軌条（モノラック）の新設・改良</td> </tr> <tr> <td>畦畔整備</td> <td>コンクリート、ブロック、石積畦畔</td> </tr> <tr> <td>石れき除去</td> <td>耕作の支障となる石れき除去</td> </tr> <tr> <td>農地造成</td> <td>畑（普通畑、樹園地〔地目変換の事業を含む。〕）、田の造成</td> </tr> <tr> <td>農地保全</td> <td>シラス等特殊土壌対策、急傾斜地帯対策、水質障害対策等</td> </tr> <tr> <td>防災</td> <td>老朽ため池整備、地盤沈下対策、たん水防除等</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td>土地改良施設の補修、更新、しゅんせつ等（維持管理に必要な建物・施設・機械の取得を含む）</td> </tr> <tr> <td>農村環境基盤施設</td> <td>農林水産省の補助事業として実施する農業集落道、農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、集落防災安全施設の新設・改良</td> </tr> <tr> <td>集落環境基盤施設</td> <td>農林水産省の補助事業として実施する連絡道の新設・改良</td> </tr> <tr> <td>飲雑用水施設</td> <td>土地改良事業関係補助金交付要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づくもの並びに以上の各事業と一体の計画の下に行う末端支派線の工事に係るもの</td> </tr> <tr> <td>牧野の造成・改良・保全</td> <td>草地の造成、改良等の事業で障害物除去、起土整地、土壌改良資材の投入、用排水施設の整備等</td> </tr> <tr> <td>牧野の保全・利用上必要な施設</td> <td>牧道、隔障物、電気導入施設、家畜保護飼養施設（畜舎、看視舎）、飼料貯蔵施設（サイロ、乾草舎）、草地管理利用機械施設等の新設・取得・改良</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 調査設計費も融資対象となる。</p> <p>2 災害復旧 農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の災害復旧。</p>	資金使途	事業内容	かんがい排水	頭首工、ため池、農業用排水施設、水路、温水施設等（併せ行う安全施設等の設置を含む。）の新設・改良 しゅんせつ船等の取得	畑地かんがい	畑地かんがい施設（スプリンクラーの立ち上がり・ヘッドを含む）の新設・改良	ほ場整備	区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道等の工種を総合的に実施する事業	暗渠排水	完全暗渠（土管の埋設）、簡易暗渠（雑木、竹、木材、石れきの埋設）、弾丸暗渠等の新設	客土	搬入客土、流水客土、ポンプ客土	農道	農道、農道橋の新設・改良	索道	空中ケーブル、軌条（モノラック）の新設・改良	畦畔整備	コンクリート、ブロック、石積畦畔	石れき除去	耕作の支障となる石れき除去	農地造成	畑（普通畑、樹園地〔地目変換の事業を含む。〕）、田の造成	農地保全	シラス等特殊土壌対策、急傾斜地帯対策、水質障害対策等	防災	老朽ため池整備、地盤沈下対策、たん水防除等	維持管理	土地改良施設の補修、更新、しゅんせつ等（維持管理に必要な建物・施設・機械の取得を含む）	農村環境基盤施設	農林水産省の補助事業として実施する農業集落道、農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、集落防災安全施設の新設・改良	集落環境基盤施設	農林水産省の補助事業として実施する連絡道の新設・改良	飲雑用水施設	土地改良事業関係補助金交付要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づくもの並びに以上の各事業と一体の計画の下に行う末端支派線の工事に係るもの	牧野の造成・改良・保全	草地の造成、改良等の事業で障害物除去、起土整地、土壌改良資材の投入、用排水施設の整備等	牧野の保全・利用上必要な施設	牧道、隔障物、電気導入施設、家畜保護飼養施設（畜舎、看視舎）、飼料貯蔵施設（サイロ、乾草舎）、草地管理利用機械施設等の新設・取得・改良
資金使途	事業内容																																						
かんがい排水	頭首工、ため池、農業用排水施設、水路、温水施設等（併せ行う安全施設等の設置を含む。）の新設・改良 しゅんせつ船等の取得																																						
畑地かんがい	畑地かんがい施設（スプリンクラーの立ち上がり・ヘッドを含む）の新設・改良																																						
ほ場整備	区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道等の工種を総合的に実施する事業																																						
暗渠排水	完全暗渠（土管の埋設）、簡易暗渠（雑木、竹、木材、石れきの埋設）、弾丸暗渠等の新設																																						
客土	搬入客土、流水客土、ポンプ客土																																						
農道	農道、農道橋の新設・改良																																						
索道	空中ケーブル、軌条（モノラック）の新設・改良																																						
畦畔整備	コンクリート、ブロック、石積畦畔																																						
石れき除去	耕作の支障となる石れき除去																																						
農地造成	畑（普通畑、樹園地〔地目変換の事業を含む。〕）、田の造成																																						
農地保全	シラス等特殊土壌対策、急傾斜地帯対策、水質障害対策等																																						
防災	老朽ため池整備、地盤沈下対策、たん水防除等																																						
維持管理	土地改良施設の補修、更新、しゅんせつ等（維持管理に必要な建物・施設・機械の取得を含む）																																						
農村環境基盤施設	農林水産省の補助事業として実施する農業集落道、農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、集落防災安全施設の新設・改良																																						
集落環境基盤施設	農林水産省の補助事業として実施する連絡道の新設・改良																																						
飲雑用水施設	土地改良事業関係補助金交付要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づくもの並びに以上の各事業と一体の計画の下に行う末端支派線の工事に係るもの																																						
牧野の造成・改良・保全	草地の造成、改良等の事業で障害物除去、起土整地、土壌改良資材の投入、用排水施設の整備等																																						
牧野の保全・利用上必要な施設	牧道、隔障物、電気導入施設、家畜保護飼養施設（畜舎、看視舎）、飼料貯蔵施設（サイロ、乾草舎）、草地管理利用機械施設等の新設・取得・改良																																						
<p>⑦ 担い手育成農地集積資金</p> <p>〔貸付利率〕 無利子</p> <p>〔償還期限〕 25(10)</p>	<p>農業基盤整備資金の資金使途と同じ（災害復旧は除く）。ただし、経営体育成促進事業として採択されたものが対象。</p>																																						

貸 付 限 度 額			貸 付 対 象 者																																																														
<p>貸付けを受けるものが当該年度に負担する額。 ただし、市町村又はその一部事務組合が貸付対象牧野を管理経営する場合は、地方債の同意額又は許可額（同意予定額又は許可予定額を含む。）の範囲内。</p> <p>非補助事業の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業種類</th> <th colspan="2">利 子 軽 減</th> <th rowspan="2">一般非補助</th> </tr> <tr> <th>選 定 事 業</th> <th>認 定 事 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい排水</td> <td>受益面積20ha未満</td> <td>20ha以上の国道管直接関連</td> <td>20ha以上の国道管非関連</td> </tr> <tr> <td>畑地かんがい</td> <td>団体営畑かん関連及びそれ以外の地域で受益面積20ha未満</td> <td>20ha以上の国道管直接関連</td> <td>20ha以上の国道管非関連</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>受益面積20ha未満</td> <td>20ha以上の国道管直接関連</td> <td>20ha以上の国道管非関連</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水</td> <td>受益面積20ha未満</td> <td>20ha以上の国道管直接関連</td> <td>20ha以上の国道管非関連</td> </tr> <tr> <td>客土</td> <td>受益面積20ha未満</td> <td>20ha以上。ただし、離島、補助事業の分割採択除く。</td> <td>20ha以上の左記ただし書該当</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>受益面積20ha未満又は延長1,000m未満（平均傾斜度15度以上は14ha未満又は500m未満）</td> <td>20ha以上かつ1,000m以上（平均傾斜度15度以上は14ha以上かつ500m以上） ただし、平均傾斜度30度以上、離島、補助事業の分割採択除く。</td> <td>左記ただし書該当</td> </tr> <tr> <td>索道（軌道等運搬施設を含む。）</td> <td>受益面積20ha未満又は延長500m未満</td> <td>—</td> <td>20ha以上かつ500m以上</td> </tr> <tr> <td>農地造成</td> <td>受益面積10ha未満（優良牧草導入は面積制限なし）</td> <td>—</td> <td>10ha以上</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td>土地改良施設の維持管理</td> <td>市街化区域内の軽微な改修等の維持管理</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防災・農地保全</td> <td>面積制限なし</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水</td> <td>国の補助事業を補完し、かつ、当該事業と一体として事業効果が確保されると認められるものであって、補助事業によって造成された施設に直接接続する施設に係る事業</td> <td>国の補助事業を補完し、かつ、当該事業と一体としての事業効果が確保されると認められるもの。ただし、選定事業に該当するものを除く。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>埋立、干拓、干拓関連、床締、心土耕、石れき除去、酸性きょう正、飲雑用水、畦畔整備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>面積制限なし</td> </tr> <tr> <td>牧野の改良・造成</td> <td>受益面積10ha（開拓附帯地、河川敷5ha）未満</td> <td>—</td> <td>10ha（5ha）以上</td> </tr> <tr> <td>牧野利用施設整備</td> <td>牧野の改良・造成と併せて行う隔障物、牧舎等</td> <td>—</td> <td>隔障物、牧舎等の単独実施の場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 選定事業とは、都道府県知事の選定を、認定事業とは農林水産省農村振興局長又は生産局長の認定を要するものをいう。 注2 石れき除去、飲雑用水施設（特定の補助事業に関連する末端支派線分）、調査設計等は一般非補助のみの対象となる。</p>			事業種類	利 子 軽 減		一般非補助	選 定 事 業	認 定 事 業	かんがい排水	受益面積20ha未満	20ha以上の国道管直接関連	20ha以上の国道管非関連	畑地かんがい	団体営畑かん関連及びそれ以外の地域で受益面積20ha未満	20ha以上の国道管直接関連	20ha以上の国道管非関連	ほ場整備	受益面積20ha未満	20ha以上の国道管直接関連	20ha以上の国道管非関連	暗渠排水	受益面積20ha未満	20ha以上の国道管直接関連	20ha以上の国道管非関連	客土	受益面積20ha未満	20ha以上。ただし、離島、補助事業の分割採択除く。	20ha以上の左記ただし書該当	農道	受益面積20ha未満又は延長1,000m未満（平均傾斜度15度以上は14ha未満又は500m未満）	20ha以上かつ1,000m以上（平均傾斜度15度以上は14ha以上かつ500m以上） ただし、平均傾斜度30度以上、離島、補助事業の分割採択除く。	左記ただし書該当	索道（軌道等運搬施設を含む。）	受益面積20ha未満又は延長500m未満	—	20ha以上かつ500m以上	農地造成	受益面積10ha未満（優良牧草導入は面積制限なし）	—	10ha以上	維持管理	土地改良施設の維持管理	市街化区域内の軽微な改修等の維持管理	—	防災・農地保全	面積制限なし	—	—	農業集落排水	国の補助事業を補完し、かつ、当該事業と一体として事業効果が確保されると認められるものであって、補助事業によって造成された施設に直接接続する施設に係る事業	国の補助事業を補完し、かつ、当該事業と一体としての事業効果が確保されると認められるもの。ただし、選定事業に該当するものを除く。	—	埋立、干拓、干拓関連、床締、心土耕、石れき除去、酸性きょう正、飲雑用水、畦畔整備	—	—	面積制限なし	牧野の改良・造成	受益面積10ha（開拓附帯地、河川敷5ha）未満	—	10ha（5ha）以上	牧野利用施設整備	牧野の改良・造成と併せて行う隔障物、牧舎等	—	隔障物、牧舎等の単独実施の場合	<p>○ 土地改良区・土地改良区連合</p> <p>○ 農協・農協連</p> <p>○ 農業を営む者</p> <p>○ 5割法人・団体</p> <p>（土地改良区・土地改良区連合、農協・農協連、農業を営む者が、その構成員又はその資本金などの過半を占めるか又は過半の出資等を行っている法人・団体。以下同じ。）</p> <p>※ 農業集落排水施設等の農村環境基盤施設及び連絡道（集落環境基盤施設）を対象とする場合に限り。</p> <p>○ 農業振興法人</p> <p>（農業を営む者、農業を営む者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか又は過半の出資等を行っている法人で、農業の振興を目的とする法人。以下同じ。）</p>
事業種類	利 子 軽 減			一般非補助																																																													
	選 定 事 業	認 定 事 業																																																															
かんがい排水	受益面積20ha未満	20ha以上の国道管直接関連	20ha以上の国道管非関連																																																														
畑地かんがい	団体営畑かん関連及びそれ以外の地域で受益面積20ha未満	20ha以上の国道管直接関連	20ha以上の国道管非関連																																																														
ほ場整備	受益面積20ha未満	20ha以上の国道管直接関連	20ha以上の国道管非関連																																																														
暗渠排水	受益面積20ha未満	20ha以上の国道管直接関連	20ha以上の国道管非関連																																																														
客土	受益面積20ha未満	20ha以上。ただし、離島、補助事業の分割採択除く。	20ha以上の左記ただし書該当																																																														
農道	受益面積20ha未満又は延長1,000m未満（平均傾斜度15度以上は14ha未満又は500m未満）	20ha以上かつ1,000m以上（平均傾斜度15度以上は14ha以上かつ500m以上） ただし、平均傾斜度30度以上、離島、補助事業の分割採択除く。	左記ただし書該当																																																														
索道（軌道等運搬施設を含む。）	受益面積20ha未満又は延長500m未満	—	20ha以上かつ500m以上																																																														
農地造成	受益面積10ha未満（優良牧草導入は面積制限なし）	—	10ha以上																																																														
維持管理	土地改良施設の維持管理	市街化区域内の軽微な改修等の維持管理	—																																																														
防災・農地保全	面積制限なし	—	—																																																														
農業集落排水	国の補助事業を補完し、かつ、当該事業と一体として事業効果が確保されると認められるものであって、補助事業によって造成された施設に直接接続する施設に係る事業	国の補助事業を補完し、かつ、当該事業と一体としての事業効果が確保されると認められるもの。ただし、選定事業に該当するものを除く。	—																																																														
埋立、干拓、干拓関連、床締、心土耕、石れき除去、酸性きょう正、飲雑用水、畦畔整備	—	—	面積制限なし																																																														
牧野の改良・造成	受益面積10ha（開拓附帯地、河川敷5ha）未満	—	10ha（5ha）以上																																																														
牧野利用施設整備	牧野の改良・造成と併せて行う隔障物、牧舎等	—	隔障物、牧舎等の単独実施の場合																																																														
<p>次のいずれか低い額。</p> <p>① 当該年度の貸付対象事業費の10%に相当する額</p> <p>② 当該年度に負担する額の6分の5に相当する額</p> <p>※ 本資金で不足する農家負担金については、農業基盤整備資金を全額借り入れることができる。</p>																																																																	

資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・使途
<p>⑨ 振興山村・過疎地域 経営改善資金</p> <p>【貸付利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業一般 1.55 ・補助事業共同利用 2.55 ・非補助 1.40 (令和6年7月19日現在) <p>【償還期限】 25(8)</p>	<p>知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業に必要な資金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 果樹、茶、多年生草本、桑、花きの新植・改植（注1） 2 果樹育成 植栽後2年目から最長8年目まで（樹種により異なる）の肥培管理に必要な次の費用 (1) 肥料費、薬剤費、小農具、敷わら等の材料費 (2) 労賃 (3) 農機具等の賃借料金 3 搾乳牛、繁殖用肉用雌牛、繁殖用豚、繁殖用めん羊、繁殖用山羊の購入 4 建物・施設及び機械の改良、造成、取得 (1) 建物・施設関係 農舎、畜舎、蚕室、堆肥舎、サイロ、農産物処理加工施設、地域資源整備活用施設（注2）、農業生産環境施設（注3）等 (2) 機械関係 農機具、運搬用機具、パソコン等 5 4の施設で農業者が共同で利用する施設の改良、造成、取得 6 農林地を保全するための事業を開始するために必要な施設（事務管理用備品及び資材に限る）の取得（注4）

●「資金の内容・使途」欄

- 注1 新植・改植とは、定植、樹園地整備、果樹棚設置、樹苗養成をいう。
- 2 地域資源整備活用施設とは、滞在型農園施設、農林水産物直売施設、農林水産物処理加工施設又は農山漁村ふれあい体験宿泊施設などをいう。
- 3 農業生産環境施設とは、農作業管理休養施設、農村広場施設、農業農村情報連絡施設又は簡易排水施設などをいう。※簡易排水施設は農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）として実施するものを含む。
- 4 農林地を保全するための事業を開始するために必要な施設とは、農林漁業振興法人（農業を営む者、農業を営む者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか又は過半の出資等を行っている法人で、農業の振興を目的とする法人。ただし、農地等の保全管理事業を業務とすることが必要）が、事業を行う場合であって、その営業開始から3年間に必要となるもので、資材については耐用年数2年以上のものが対象となる。

貸 付 限 度 額	貸 付 対 象 者								
1 補助事業 限度額なし 2 非補助事業 (1) 個人 1,300万円 (2) 法人 5,200万円 (次の特認あり) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(法人) 特 認 要 件</th> <th style="text-align: center;">貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 山村等振興対策事業を補完し、かつ、当該補助事業と一体となって事業効果が確保されると認められる場合</td> <td style="text-align: center;">1億円</td> </tr> <tr> <td>② 3名以上の雇用創出効果が見込まれる場合</td> <td style="text-align: center;">3億円</td> </tr> <tr> <td>③ 5名以上の雇用創出効果が見込まれる場合</td> <td style="text-align: center;">5億円</td> </tr> </tbody> </table>	(法人) 特 認 要 件	貸付限度額	① 山村等振興対策事業を補完し、かつ、当該補助事業と一体となって事業効果が確保されると認められる場合	1億円	② 3名以上の雇用創出効果が見込まれる場合	3億円	③ 5名以上の雇用創出効果が見込まれる場合	5億円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業を営む者 ○ 共同利用施設の設置、農作業の共同化の事業を行う法人・団体 ○ 農協、農協連 ○ 農業を営む者及び農協、農協連がその構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体（農業を営む者及び農協、農協連がその構成員又はその資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の1/3以上を占めるものに限る。） ○ 農林漁業を営む者若しくは農林漁業を営む者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか又は過半の出資等を行っている法人で、農林漁業の振興を目的とする法人。ただし、農地等の保全管理事業を業務とすることが必要。
(法人) 特 認 要 件	貸付限度額								
① 山村等振興対策事業を補完し、かつ、当該補助事業と一体となって事業効果が確保されると認められる場合	1億円								
② 3名以上の雇用創出効果が見込まれる場合	3億円								
③ 5名以上の雇用創出効果が見込まれる場合	5億円								
※ 融資率 80%									

【その他留意事項】

- 融資取扱期間 振興山村：令和7年3月31日
 過疎地域：令和13年3月31日
- 他の公庫資金との関連
 本資金の融資を受けた者は、その事業を実施している期間中(事業終了届が提出されるまで)は、資金の使い途が同じ他の公庫資金を利用することはできない。

⑨ 農林漁業施設資金

「主務大臣指定施設（一般農業者向け）」及び「共同利用施設（農協等の共同組織向け）」に大別されている。

ア 主な資金（主務大臣指定施設）

資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・使途
環境保全型農業推進 【貸付利率】 補助：1.40 非補助：1.40 【償還期限】 15(3)	施肥量、農薬散布量の削減に役立つ施設や農業廃棄物等の処理・再利用施設、太陽熱・地熱等の未活用資源を有効活用する施設等環境保全型農業を推進するための施設の改良、造成又は取得に必要な資金
アグリビジネス強化 （スーパーW） 【貸付利率】 A：1.40 B：1.40 【償還期限】 A：25(5) B：10(3)	認定農業者が農畜産物の高付加価値化や経営の多角化に取り組むために設立した法人による農産物の加工又は販売の事業（アグリビジネス）を行う場合に、当該法人がその事業のために次に掲げる施設の整備等に必要な資金 A 農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、滞在型農園施設、農産物直売所施設、農林漁業体験実習館及び農山漁村ふれあい体験宿泊施設の改良、造成又は取得 B Aに掲げる施設の改良、造成又は取得に関連して必要となる費用の支出
災害復旧 【貸付利率】 0.70～1.40 【償還期限】 A：15(3) B：25(10)	風水害や地震等の不慮の災害によって次に掲げる農業施設等が被災した場合、それらの復旧に必要な資金 A 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 B 果樹の改植又は補植費用

※貸付利率は、令和6年7月19日現在

※ その他に次の資金があります。借入条件等の詳細については、最寄りの日本政策金融公庫各支店及び同公庫受託金融機関又は道（総合）振興局にお問い合わせください。

【主務大臣指定施設】

○ 産業動物診療施設

産業動物開業獣医師等が獣医療法第15条に基づく診療施設の整備に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けて診療体制を整備する際に必要とする資金

○ 特別振興事業

農林漁業者が行う事業で、

- ・新技術の導入、経営の複合化、システム化等により生産性の向上等を図るもの
- ・主産地形成や産地の銘柄の確立など地域の産業振興に寄与するもの
- ・優良品種・種苗の開発により農林漁業生産の高度化等につながるもの
- ・農山漁村地域で農林漁業資源を活用した加工・販売、都市との交流促進等により、地域の活性化につながるものなど、広く農林漁業の発展に寄与すると認められる事業（特別振興事業）のための施設・関連費用に要する資金

○ 農山漁村経営改善

北海道において、生活環境、就業条件等の安定向上を図ることが必要なアイヌ系住民の居住地域における農林漁業者の経営改善を図るため、農業用施設等を整備する場合に必要な資金

貸付限度額	貸付対象者
貸付を受ける者が負担する額の80% 又は個人3,500万円、法人7,000万円の いずれか低い額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた農業を営む者 ○ 農協（転貸に限る）
事業費の80%以内 （女性が代表取締役又は役員の過半数を占めている法人が実施する事業、地域経済の活力維持に資する事業、国際規格等を取得・認定を受けて輸出環境を整備する事業である場合、融資率は90%以内）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定農業者が加工・販売事業を行うために設立したもので、次のような要件を満たしている法人 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社にあつては、認定農業者が総株主の議決権の過半数を有していること。合名会社、合資会社、合同会社にあつては、認定農業者が社員（業務執行権を有しないものを除きます。）の過半数を占めていること。 ・アグリビジネス強化計画を作成し、特別融資制度推進会議（市町村農業金融制度総合推進会議）において認定を受けたもの。
貸付を受ける者が負担する額の80% 又は1施設あたり300万円のいずれか低い額 （災害復旧に係る費用や資金調達の状況から融資限度額を引き上げなければ復旧事業の実施が困難であると認められる場合は600万円まで）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業を営む者 ○ 農協、農協連（転貸に限る。）

【共同利用施設】

- **環境保全型農業推進**
主務大臣指定施設と同様（借入対象者：農協、農業共済組合、5割法人・団体、農業振興法人等）
- **産業動物診療施設**
主務大臣指定施設と同様（借入対象者：農協、農業共済組合）
- **食肉センター施設・家畜市場施設**
食肉の処理・加工の高度化及び流通の合理化によって食肉の生産コスト低減させるため、国のガイドラインに則した都道府県食肉流通合理化計画又は家畜流通合理化計画に基づいて食肉センター及び家畜市場の施設を整備する際に必要とする資金
- **六次産業化**
国の認定を受けた「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく「総合化事業計画」により実施する農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設等の改良、造成、復旧又は取得に係る資金
- **バイオマス利活用施設**
地域の農林漁業者が、農林漁業の生産過程で生じる家畜糞尿や稲わらなどの有機性資源（バイオマス）を、多様かつ高付加価値な製品やエネルギー等に変換するために必要な共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得に係る資金
- **共同利用施設**
農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得に必要とする資金

資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・用途
⑩ 畜産経営環境調和推進資金 【貸付利率】 ・処理高度化施設 補助事業 1.40 非補助 1.40 ・共同利用施設 1.40 （令和6年7月19日現在） 【償還期限】 20(3) ・利用料、出資金に係るもの 15(3)	1 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）に基づく認定処理高度化施設整備計画に基づいて行う次に掲げるもの （1）畜舎、たい肥舎、サイロ、家畜用水施設、牧さく、排水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、未利用資源活用施設、農機具、運搬用機具の改良、造成、取得 （2）（1）に掲げるものについて、賃借権を取得する場合における当該賃借権の存続期間に対する利用料の全額の一時払い （3）畜産を営む者の構成員としての法人への参加に必要な（1）に掲げるものの取得（現物出資するために取得する場合に限る）又は出資（法人が（1）に掲げるものを造成又は取得するために出資する場合に限る。） 2 認定共同計画に基づいて行う施設の改良、造成、取得

資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・用途
⑪ 農業基盤整備資金（畜産基盤整備） 【貸付利率】 ・補助事業 1.40 ・非補助事業 1.40 （令和6年7月19日現在） 【償還期限】 25(3)	酪農・畜産生産基盤の維持・強化を目的に、農業者団体が主導して搾乳牛、繁殖雌牛及び肥育素牛（以下「生産家畜」という。）の預託事業を行う場合に必要の家畜導入資金 ただし、生産家畜の飼養管理の預託が次の要件の全てを満たすものに限る。 （1）飼養管理の預託を受ける農業を営む者が次のいずれかに該当すること。 ア 認定農業者（農業経営改善計画又は酪農肉用牛経営改善計画の認定を受けていること。） イ 認定新規就農者 （2）生産家畜の所有権、処分権 その他の権利義務関係を明確にした預託契約を締結していること。 （3）預託契約において認定された金利が預託事業を行う農業者団体に対する貸付金利と同水準以下に設定されていること。

資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・用途
⑫ 農林漁業経営資本強化資金 【貸付利率】 税引後当期純利益（個人にあつては農業所得）が ・0円以上 3.45～4.60 ・0円未満 0.50 （令和6年7月19日現在） ※ 金利は決算内容に応じて毎年見直し。 【償還期限】 18(8) 認定農業者に対する貸付けは5年1か月～20（原則期限一括償還）とすることができる	新たな事業展開、事業再生等に取り組もうとする認定農業者に対して、民間金融機関からの資金調達を円滑にするため、債務者の評価において自己資本とみなして取り扱うことができる資本金（資本金ローン）。 <資金の用途> （1）農業施設の改良・造成・復旧・取得 （2）（1）に関連して必要となる費用の支出 （3）農業経営の安定を図るのに必要な資金であつて、次に掲げるもの ア 災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害、火災等）により被害を受けた農業経営の再建 イ 法令に基づく処分・行政指導を受けた農業経営の維持安定 ウ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化等している場合の農業経営の維持安定 エ 農業経営によって生じた負債の整理 オ 構成員の脱退に伴う持分の払戻し カ 緊密な取引関係の維持を目的とした関連会社への出資 キ 資本構成の是正その他の財務内容の改善

貸付限度額等	貸付対象者
<p>1 認定処理高度化施設整備計画 次のいずれか低い額。</p> <p>(1) 限度額 個人 3,500万円 (特認1億2,000万円) 法人 7,000万円 (特認4億円)</p> <p>(2) 融資率 80% (特認 90%)</p> <p><特認要件> 計画が、家畜排せつ物の利用の促進に必要な施設の導入を図る計画又は環境保全のため家畜飼養施設を他の土地に移転する計画である場合</p> <p>2 認定共同計画 限度額 なし 融資率 80%</p>	<p>○ 認定処理高度化施設整備計画に基づいて処理高度化施設の整備の事業を実施する畜産業を営む者</p> <p>○ 畜産業を営む者、農業協同組合、農業協同組合連合会が組織する5割法人・団体であつて、「認定共同計画」に基づいて共同利用施設の改良・造成・取得を行う者</p>

貸付限度額等	貸付対象者
<p>限度額 なし 融資率 100%</p>	<p>○ 農協、農協連 ○ 5割法人・団体 ○ 農業振興法人</p>

貸付限度額等	貸付対象者
<p>借入限度額 みなし自己資本比率が40%に達するのに必要な額又は1億円のいずれか低い額 ただし、経営開始後決算を2期終えていない者にあつては1億円</p> <p>担保・保証人 無担保・無保証人</p>	<p>農林漁業者又はこれらの者の組織する法人(※) ※ 民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている場合に限る。</p>